

廃施専第1-2号  
令和6年5月14日

埼玉県知事 大野 元裕 様

埼玉県廃棄物処理施設専門委員会

委員長 藤吉 秀昭



オリックス資源循環株式会社の産業廃棄物処理施設（焼却施設）設置計画に  
係る生活環境保全に関する意見

本委員会において、オリックス資源循環株式会社の産業廃棄物処理施設（焼却施設）設置計画及び生活環境影響調査書を、技術上の観点から審査した結果、生活環境影響調査結果については当該地域に定められた基準等を満足しており、産業廃棄物処理施設設置計画については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定められた技術上の基準に照らし、適正処理に必要な水準に達していると考えられる。

なお、稼働に当たっては、下記の事項を念頭に置いて操業することが重要と考えられる。

#### 記

- 1 周辺地域の生活環境の保全に十分配慮すること。特に臭気対策については、ごみ受入プラットフォームを含め、十分に対策を行うこと。
- 2 石綿を含有する廃棄物については、石綿の確実な処理ができるよう、適切な温度管理などに十分注意を払い、施設の運転を行うこと。
- 3 医療系廃棄物に代表される水銀を含む廃棄物について、処理委託契約書の内容どおりに受入れを防止できる対策を行うこと。併せて、不適切な物が混入した際の対応を排出事業者に十分説明するなどし、実効的な対策とすること。

